

災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 公募日 令和 7 年 3 月 14 日

2. 担当官等 中国地方整備局 日野川河川事務所長 菅野 秀治

3. 協定概要

(1)協定名

災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定

(2)活動場所

日野川河川事務所が管理する一級河川日野川水系及び皆生海岸の河川、砂防、海岸及び菅沢ダムを原則とするが、災害の規模により協定締結区域・区間外での活動要請を行う場合がある。

(3)活動内容

日野川河川事務所において管理する一級河川日野川水系及び皆生海岸において地震、台風、豪雨、豪雪等及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。

(4)協定期間

令和 7 年 5 月 1 日 ～ 令和 9 年 4 月 30 日 までとする。【2 ヶ年】

(5)出動要請

基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

4. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

(1) 予算決算及び会計令第 9 8 条において準用する第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(2)中国地方整備局における令和 7・8 年度「土木関係建設コンサルタント業務」かつ「測量業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

- (3)会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5)本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。（以下「総括的に管理する技術者」という。）
- ①「総括的に管理する技術者」は本協定の履行期間中に本協定の締結者と直接的雇用関係があること。又は、同等と見なせること。
- 「同等と見なせる」とは、「総括的に管理する技術者」が本協定の履行期間中において基本協定参加資格申請者と直接的雇用関係を証明できる場合を言う。
- 上記「直接的雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
- ②以下のいずれかの資格を保有すること。
- ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記のとおりとする。
- a)建設一河川、砂防及び海岸・海洋
- イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記のとおりとする。
- a)河川、砂防及び海岸・海洋
- ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記のとおりとする。
- a)河川、砂防及び海岸・海洋
- エ) 工学博士
- (6)基本協定参加資格確認申請書の提出期限の日までに中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7)鳥取県西部地方生活圏（米子市・境港市・西伯郡・日野郡）内に本店（本社）、支店（支社）又は営業所が所在すること。

5. 基本協定締結者の決定方法

基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格を満たしている者を行う。

6. 担当部局

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千 678

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 工務課長

TEL 0859-27-2434（内線 311）

FAX 0859-27-2348

Mail hinogawasoumu2@cgr.mlit.go.jp

7. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出すること。

① 基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

② 総括的に管理する技術者の資格【別記様式2】

※総括的に管理する技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。

③ 活動の実施体制【別記様式3】

※4. (7)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出すること。なお、予定される実務を担当する技術員については、3名まで記載するものとするが、協定締結後の変更については、可能とする。

④ ドローン活用調査票【別記様式4】

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

① 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、郵送とする。

② 受付期間：令和7年3月14日（金）～令和7年4月15日（火）17時00分までとする。

③ 提出場所：6. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合には、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出方法：書面を郵送により提出すること。FAXでも可。

② 受領期間：令和7年3月14日（金）～令和7年4月15日（火）17時00分までとする。

③ 提出場所：6. に同じ。

(4)(3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

① 期間：質問を受理してから適宜に、令和7年4月22日（火）までの休日を除く毎日、9時00分～17時00分まで。

② 場所：日野川河川事務所 2階 総務課

(5) その他

① 申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。

③ 提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めない。